

はちおうじ 会議所だより 3月 2016 第692号

発行所：八王子商工会議所
〒192-0062
東京都八王子市大横町11-1
☎042-623-6311
FAX042-626-8138
<http://www.hachioji.or.jp>
info@hachioji.or.jp

電子請求書の普及を目指す①

みんなで電子請求

(株)インフォマート

今月号から3号連続
で、電子請求書に関する
コラムを掲載します。

現在「企業間取引の
電子化」を認める法律
の制定や緩和が進んで
おり、電子化に取り組
む企業は着実に増えて
きています。

今後、いかに電子化
に取り組んでいくかが、
企業における経費・時
間削減の分かれ道にな
つくるのではないかと
思っています。

まずは、本コラムを通じ、電子請求書を身
近なものに感じていただき、自社で取り組む
べきにしなれば幸いです。

第1回目は、電子請
求書の概要についてふ
れていきます。

■電子帳簿保存法
請求書電子化に関する
法律「電子帳簿保
存法」は、1998年

に制定されました。
企業は、基本的に法
人税法や所得税法にお
いて、帳簿や書類など
の国税関係書類を7年
間保存する義務があり
ます。しかし、この法律によ
つて、今まで紙で行つ
ていた請求業務を電子
で行い、電子データ化・
電子保存化が可能とな
りました。

■普及妨げの理由
①電子化には時間とコ
ストがかかる
大手企業では電子化
のため現状の請求業
務にあわせた自社シス
템を開発しています。
しかし、中小企業で

たコストや時間を削減
することでき、電子
化による効果が見えや
すいからです。

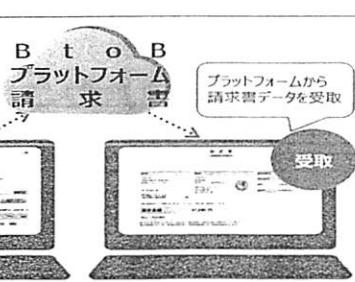
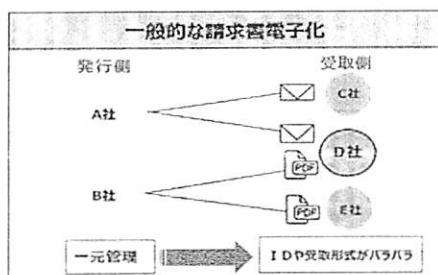
受取側は、各々の形式
で電子発行をされると、
管理が大変になってしまいます。(左上図の
受取側D社を参照)

以上のことから、電
子請求書発行ができる
のは、大手企業に限ら
れてくるのです。そこ
でインフォマートは、
このような課題を解決
するための仕組み「B
to Bプラットフォーム
請求書」を提供して
います。

は、そこまでのコスト
をかけた請求業務の改
革には至っていません。
②発行側のひとりよがり
昨今、一部企業にお
いて、請求書「発行」
業務の電子化に取り組
んでいます。発行の電
子化により、今まで印
刷・郵送にかかる費用
をかけたコストや時間を削減

することができます。
オーム請求書とは、
企業がIDをひとつ
取得し、プラットフォ
ームへログイン(イン
ターネット環境があ
れば誰でもアクセス可能)
するだけで、取引先と
の請求書の発行や受取
を容易に行なうことができます。

既に約4万6千社が
このプラットフォーム
で請求書のやりとりを行
っています。一定の限
度内であれば、無料
で請求書のやりとりを行
うことができます。
第2回コラムでは、
この仕組みで具体的
に何ができるのか?について
お伝えします。



インフォマート 請求書

ホームページから無料ID取得&
資料請求をお受けしています！
お気軽に検索ください。

【問合先】
(株)インフォマート請求
書事業部
☎03-1577-6111
146